

馬匹輸送に関する輸送費補助規程 第 2 版

第 1 条（総則）

本規程は、茨城県馬術連盟（以下「連盟」）が指定する事業において、連盟の加盟団体が第 2 条に定める「対象の事業」を目的に馬匹輸送に関する費用の一部または全てを支給（以下「輸送費補助」）する場合の算定基準を定める。

第 2 条（対象の事業）

本規程が対象とする事業は以下とする。

（輸送費の全てが支給される行事：補助分類甲種）

国民スポーツ大会

国民スポーツ大会関東ブロック大会

（輸送費の一部が支給される行事：補助分類乙種）

連盟主催の行事のうち、輸送費補助が要項または通達に明記された行事
理事会で助成対象として設定された行事（競技会、合宿など）

第 3 条 （費用の算定方法：自家用車で輸送する場合）

自家用車を使用して馬匹を輸送する場合は、原則として以下の各項で計算した金額の和を上限とする。

2.（燃費）燃費は、直近 3 月に国土交通省より発表される「自動車の燃費基準値」で該当する車両の燃費を適用する。

項目	算定方法	条件
通行料	行程が片道 50km を超える場合	実費（レシート等必要）
燃料費	起点から終点までの距離から、本条第 2 項の燃費に従い計算する。なを、10 円以下は切り上げとする。	一般的な地図アプリなどで距離を算定した根拠を添付

施設使用料（給餌・給水管理費）	移動が 1 日以上の場合、日当として運転手に 10,000 円を支給する。	実費（レシート等必要）
馬匹輸送運賃	1 頭 80,000 円（税別） /日/片道	日数の概念は、本条第 4 項に定める。

3.(起点と終点)燃料費の算定における距離は、輸送する馬匹が登録されている繋養地を起点と、当該の事業の目的地を終点として算定する。その際には、何らかの合理的な媒体を使用して算定することとする。なお、本項についてその算定方法が不適切であると連盟が判断した場合には、連盟がその距離を算定する。

4.（日数）輸送に必要な日数は以下のゾーンに区分を参考に理事会で決定する。

ゾーン	該当地域	日数
ゾーン 1	関東 8 都県、静岡東部（大井川以東）、福島	0.5
ゾーン 2	上記以外の本州	1
ゾーン 3	北海道、四国、九州	2
ゾーン 4	沖縄及び上記ゾーン 1-3 の島嶼部	3

5.第 2 条に記載の「補助分類乙種」に該当する事業は、前項 1 から 4 項に従い算定された費用を超えない範囲で、理事会でその補助金額を決定する。

第 4 条（費用の算定方法：自家用車以外及び輸送業者に依頼して輸送する場合）

自家用車を使用せず、連盟に所属する団体及びそれに準ずる個人の自家用車を使用して輸送する場合は、前条に従って支給する。

2.輸送業者に依頼する場合は、事前に茨城県スポーツ協会に見積もりを提出した場合に限り補助分類甲種とみなす。事前の確認がない場合は、第 3 条に従って支給する。

第 5 条（支払い方法）

本基準に関する支払いは、以下の方法で支払う。

選手が自身の馬匹を自身で輸送する費用を請求する場合：連盟指定の書式による申請書

選手が自身の馬匹を委託して輸送する費用を請求する場合：連盟指定の書式による申請書

及び費用の領収書または支払いを証明できる書類（請求書、振込明細など）

2. 同一の団体に所属する複数の選手あるいは異なる団体に所属する選手が自身の馬匹を同一の車両で輸送する場合は、その代表者が取りまとめて請求することができる。ただし、その場合はその内容について事前に総務委員長の承認を受け、理事会に報告をしなければならない。

(改廃履歴)

日付	改廃内容
2025 年 5 月 27 日	新規制定
2026 年 7 月???日	改訂（輸送費単価を改訂）